

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 176 号	件名：熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	<改正理由> 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 80 号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの <改正内容> 本市の保護施設等の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※ 省令の主な改正内容 (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための業務継続計画を策定すること。 (2) ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を講じること。 (3) 避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと。 (4) 感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を行うこと。 (5) その他 <施行日> 令和 3 年（2021 年）8 月 1 日